



国自安第 243 号の 2
国自旅第 371 号の 2
国自整第 351 号の 2
平成 29 年 3 月 14 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



(別添)

国自安第243号

国自旅第371号

国自整第351号

平成29年3月14日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p>国 自 安 第 1 5 7 号 国 自 旅 第 2 2 7 号 国 自 整 第 2 2 0 号 平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日 一部改正 平成 2 9 年 1 月 1 3 日 <u>一部改正 平成 2 9 年 3 月 1 4 日</u></p> <p>自動車局長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「軽井沢スキューバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成 2 8 年 6 月 3 日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 4 0 条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 事業の停止処分 （1）事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合（5.（1）又は 5.（2）に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対</p>	<p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p>国 自 安 第 1 5 7 号 国 自 旅 第 2 2 7 号 国 自 整 第 2 2 0 号 平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日 一部改正 平成 2 9 年 1 月 1 3 日</p> <p>自動車局長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「軽井沢スキューバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成 2 8 年 6 月 3 日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 4 0 条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 事業の停止処分 （1）事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合（5.（1）又は 5.（2）に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対</p>

して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合にを行うものとする。

① (略)

② 次のいずれかに該当する場合(5.(1)③)に該当する場合を除く。

イ～ニ (略)

ホ 法第27条第3項の規定に基づき運輸規則第24条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

へ～ル (略)

③ (略)

(2)～(11) (略)

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑦までのいずれかに該当することとなった場合(2)に該当する場合を除く。)に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 法第43条の15第9項に規定する負担金及び延滞金の納付命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

(2)・(3) (略)

附 則 (略)

附 則 (平成29年3月14日 国自安第243号、国自旅第371号、国自整第351号)

この通達は、平成29年3月21日から施行する。

して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合にを行うものとする。

① (略)

② 次のいずれかに該当する場合(5.(1)③)に該当する場合を除く。

イ～ニ (略)

ホ 法第27条第3項の規定に基づき運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して乗務前及び乗務後の点呼を全く実施して

いない場合

へ～ル (略)

③ (略)

(2)～(11) (略)

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することとなった場合(2)に該当する場合を除く。)に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

①～⑥ (略)

(新設)

(2)・(3) (略)

附 則 (略)

○一般貨物旅客自動車運送事業者に対する運送事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表(案)

新		旧	
適用条項	違反行為	違反行為	再違反
運送法第23条第2項(略)	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反	輸送法第23条第2項(略)	再違反
運送法第27条第3項(略)	点呼の実施義務違反(注1)	運送法第27条第3項(略)	再違反
運輸規則第24条第1項、第2項、第3項	1 未実施(注2) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反(「1」「2」以外の違反)	運輸規則第24条第1項、第2項	再違反
	(注1) 未実施、不適切及び軽微な違反が存在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 未実施、不適切及び軽微な違反が存在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注3) 通達本文4.(1)②ホに該当するものを除く。 (注4) 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・乗務の開始前に点呼を行わず、乗務の開始後に行った点呼 ・乗務の終了後に点呼を行わず、乗務の終了前に行った点呼 (注5) アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 ・疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない点呼	補助者の要件違反 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反 点呼の実施義務違反(注1) 1 未実施(注2) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反(「1」「2」以外の違反) (注1) 未実施、不適切及び軽微な違反が存在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 未実施、不適切及び軽微な違反が存在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注3) 通達本文4.(1)②ホに該当するものを除く。 (注4) 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・乗務の開始前に点呼を行わず、乗務の開始後に行った点呼 ・乗務の終了後に点呼を行わず、乗務の終了前に行った点呼 (注5) アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 ・疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない点呼	40日車 80日車 40日車 20日車 警告 10日車
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	運輸規則第47条の9第3項	再違反
運輸規則第68条	運行管理補助者の選任権任届出違反 1. 選任又は解任の届出に係るもの。 2. 虚偽の届出に係るもの。	運輸規則第68条	再違反
運輸規則第69条	書類の通知管理義務違反 ①一環線の管理不適切 ②複数種類の管理不適切	運輸規則第69条	再違反
運輸規則第47条の7第1項	輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反 1. 未報告 2. 虚偽の報告	運輸規則第47条の7第1項	再違反
運輸規則第43条の15第9項	負担金等納付命令違反	運輸規則第43条の15第9項	再違反